

農地法第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積

農地法(昭和27年法律第229号)第3条第2項第5号の農業委員会が定める別段の面積は、次のとおりとする。

当該区域に含まれる範囲	農地法第3条第2項第5号の農業委員会 が定める別段の面積
静波、細江、勝俣、仁田、道場、地頭方、 地頭方1丁目、落居、笠名、堀野新田、 新庄(大字)	40 アール
市内のその他の大字	50 アール

附 則

この告示は、平成23年8月17日から施行する。